

同窓会会則



〈同窓会事務局〉

〒395-8567

長野県飯田市松尾代田610

飯田短期大学内

TEL 0265-22-4460

飯田短期大学同窓会

飯田短期大学同窓会会則

第1章 総則

- 1 条 本会は飯田短期大学同窓会と称する。
- 2 条 本会の事務局は、飯田短期大学内に置く。
- 3 条 本会は会員相互の親睦向上を図り、大学の建学の精神にのっとり、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 1. 定期総会
 2. データ管理
 3. 名簿、会報の発行
 4. 大学に対する後援
 5. 本会の目的達成に必要と認められる事業
- 5 条 本会に次の機関を置く。
 1. 総会
 2. 役員会
 3. 連絡部会

第2章 会員

- 6 条 本会は正会員及び準会員をもって組織する。
- 7 条 飯田短期大学の卒業者を正会員（以下、会員という）とし、在学生を準会員とする。
- 8 条 大学の教職員を特別会員とする。
- 9 条 会員は入会金及び終身会費を本会に納入しなければならない。
- 10 条 会員は、住所、氏名、電話番号を事務局に届ける。変更した場合も同じ。

第3章 役員

- 11 条 本会には次の役員を置く。

1. 会 長	1名
2. 副 会 長	2名
3. 書 記	2から3名
4. 会 計	2から3名
5. データ管理	2から3名
6. 会 報	4から6名
7. 監 事	2名
- 12 条 本会に名誉会長・名誉顧問を置く。
名誉会長は大学の学長とする。名誉顧問は歴代会長とする。
- 13 条 役員は総会において会員の中から選ぶ。
 1. 会長は本会を代表し、これを統率する。
 2. 副会長は会長に事故あるときこれを代行する。
 3. 役員は会務に関する必要事項を審議し、第4条に掲げた事業を行う。
 4. 監事は会計の監査にあたる。
- 14 条 顧問は特別会員の中から大学の教授会において選任する。
- 15 条 顧問は役員会に出席して助言することができる。ただし、議決権はない。

- 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 17 条 役員に欠員を生じた時は、役員会において選出する。補欠のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 総会

- 18 条 総会は、会員及び特別会員をもって組織する。
- 19 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 20 条 定期総会は毎年5月に開くものとする。ただし、紙面総会をもって替えることができる。臨時総会は役員会が必要と認めた時に開くものとする。
- 21 条 総会の議長及び副議長はその都度総会参加者の中より互選により定める。
- 22 条 総会の議案は、会長が提出する。
- 23 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決せられる。ただし、委任状による出席も求める。可否同数の場合には、議長がこれを決する。

第5章 役員会

- 24 条 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 25 条 役員会は役員の過半数の出席があれば開くことができる。ただし、委任状による出席を認める。
- 26 条 役員会の議長は、会長及び副会長がこれにあたる。
- 27 条 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決せられる。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 28 条 役員会は本会の会務を審議する。

第6章 会計及び会費

- 29 条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終ることとする。
- 30 条 次に掲げるものを基本財産とする。
 1. 入会金
 2. 寄付金
 3. 預金利子
 4. その他本会主催の事業により生じた収入
- 31 条 基本財産を支出する場合は、総会の決議を要する。
- 32 条 本会の経費は終身会費をもってこれにあてる。
- 33 条 ◎入会金 5,000円
◎終身会費 10,000円
- 34 条 納入時期は、在学中最終学年とする。

第7章 その他

- 35 条 この会則に関する細則は、別にこれを定める。

施行日 この会則は昭和47年11月12日から施行する。

(平成5年一部改正)
(平成12年一部改正)
(平成17年一部改正)
(平成20年一部改正)
(令和5年一部改正)